相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡倶知安町字瑞穂六二番地、最後の住所北海道虻田郡倶知安町北三条東七丁目一一番地二〇　被相続人　亡　岩原　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

北海道虻田郡倶知安町南一条西一丁目三三番地吉田聡司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　吉田　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市中里字石川瀬一六番地、最後の住所岩手県一関市桜木町八番一九号

被相続人　亡　小岩なみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

岩手県一関市八幡町一番三七号一関河北ビル一階まほろ法律事務所

相続財産管理人　佐藤　一博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市塚渕字清瀬一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　鎌藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　加藤　栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市錦見七丁目二〇五五番地、最後の住所東京都小平市大沼町二丁目六八一番地の一三　被相続人　亡　小畑八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西大井六丁目五六九五番地、最後の住所東京都品川区西大井六丁目一〇番二二号　被相続人　亡　松本　敬吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区梅里二丁目七〇番地、最後の住所東京都武蔵野市西久保三丁目二番二二―二〇三号イノ・グリーンフォレスト

被相続人　亡　藤山　満江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区永福四丁目七一番地、最後の住所東京都中野区江古田一丁目三六番九号

被相続人　亡　木戸　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市字真喜屋七九八番地、最後の住所東京都小金井市本町四丁目七番五―一一号小金井本町住宅

被相続人　亡　宮城　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都日野市高幡一〇〇八―六新扇屋ビル三〇二　相続財産管理人　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字小松開作五二番地、最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市以下不詳

被相続人　亡　藤本　松一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

東京都東久留米市南沢五丁目四番一号

相続財産管理人　弁護士　石藤千代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区北寺尾三丁目一二七六番地、最後の住所横浜市栄区小菅ケ谷一丁目一八番四九号　被相続人　亡　佐久間哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビルディング九階

相続財産管理人　弁護士　山本　安志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区本村町九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中山　トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

横浜市戸塚区戸塚町一二一番地七　オセアン戸塚町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市関原町三丁目乙二一二番地、最後の住所新潟県長岡市寿二丁目四番一号　被相続人　亡　樋口　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊一六一番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　樋口　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

新潟県長岡市藤沢一丁目二番一八号

相続財産管理人　弁護士　星野　徹

第46期決算公告

平成24年1月10日

川崎市川崎区東田町6番地2
大明商事株式会社
代表取締役　竹内　正志

貸借対照表の要旨
（平成23年9月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	692	流動負債	18
固定資産	1,071	固定負債	188
有形固定資産	55	**負債合計**	**206**
無形固定資産	1	株主資本	1,557
投資その他の資産	1,015	資本金	100
		資本剰余金	1,457
		利益剰余金	25
		利益準備金	
		その他利益剰余金	1,432
		（うち当期純利益）	（38）
		純資産合計	**1,557**
資産合計	1,763	**負債・純資産合計**	1,763